

## 社会福祉法人ふしの学園役員等に対する報酬等及び費用弁償基準

【制 定：平成29年6月27日（評議員会）】

（趣旨）

第1条 この基準は、社会福祉法人ふしの学園の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員並びに社会福祉法人ふしの学園福祉サービスに関する苦情解決取扱要綱第5条に規定する第三者委員（以下、「役員等」という。）に対する報酬等の支給及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の種類）

第2条 役員等に対して支給する報酬等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める種類とする。

- （1）常 勤 「社会福祉法人ふしの学園給与規程」（昭和49年10月1日施行、以下「給与規程」という。）第2条に規定する給料及び各種手当
- （2）非常勤 勤務手当

（報酬等の額の算定方法）

第3条 常勤役員等に対して支給する給料及び各種手当の額の算定は、給与規程に定める方法により行う。

2 非常勤役員等に対して支給する勤務手当の額の算定は、別表に掲げる勤務態様に応じ定めた方法により行う。

（報酬等の支給方法）

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期及び支給手段は、給与規程及び法令に定めるとおりとする。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給は、勤務の都度又は複数勤務を纏めて現金により支給する。

（費用弁償）

第5条 役員等が役員等としての職務を遂行するため旅行した場合には、当該役員等に対して費用弁償として旅費を支給する。ただし、理事会等への出席などのため、社会福祉法人ふしの学園の事務所に赴く場合の費用弁償は行わない。

2 前項本文の旅費の支給については、「社会福祉法人ふしの学園旅費規程」（昭和45年4月1日施行）に基づく職員に対する旅費の支給の例による。

（規程の改正）

第6条 この基準を改正しようとするときは、評議員会の決議を得た上で行うものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 「社会福祉法人ふしの学園役員等の報酬及び費用弁償要綱」（平成15年7月23日施行）は、廃止する。

|    |
|----|
| 別表 |
|----|

非常勤役員等勤務手当の額

| 勤務態様              | 勤務手当の額                                                                                         |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 理事会への出席         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回につき 3,500円</li> </ul>                               |
| 2 監事監査への出席        |                                                                                                |
| 3 評議員会への出席        |                                                                                                |
| 4 評議員選任・解任委員会への出席 |                                                                                                |
| 5 苦情解決第三者委員会議への出席 |                                                                                                |
| 6 上記（1～5）以外の職務の遂行 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1時間につき 1,500円</li> <li>・ ただし、3,500円を限度とする。</li> </ul> |